

電子カルテ時代における診療情報の 開示にどのように対応するべきか

～京都府立医科大学附属病院の事例から～

2012年10月13日

京都府立医科大学附属病院
病院管理課病院経営企画室電算担当
主事 加藤夏実

病院概要



病床数

- 1,065床（平成23年度実績 804床）

患者数

- 外来患者数 平成23年度実績 1日約1,980人
- 退院患者数 平成23年度実績 年間約13,260人

電子カルテ

- 平成20年1月導入
- 富士通 EGMAIN-EX C/S Edition

開示・情報 提供件数

- 情報公開請求に基づく開示 平成23年度実績 約120件
- 法令等に基づく情報提供 平成23年度実績 約110件

個人情報の開示・情報提供

- 京都府個人情報保護条例の実施機関
- 京都府個人情報保護条例に基づいて開示又は情報提供を行う

個人情報の定義

- 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいう。
- 情報公開対象は診療情報・診療記録に限らない

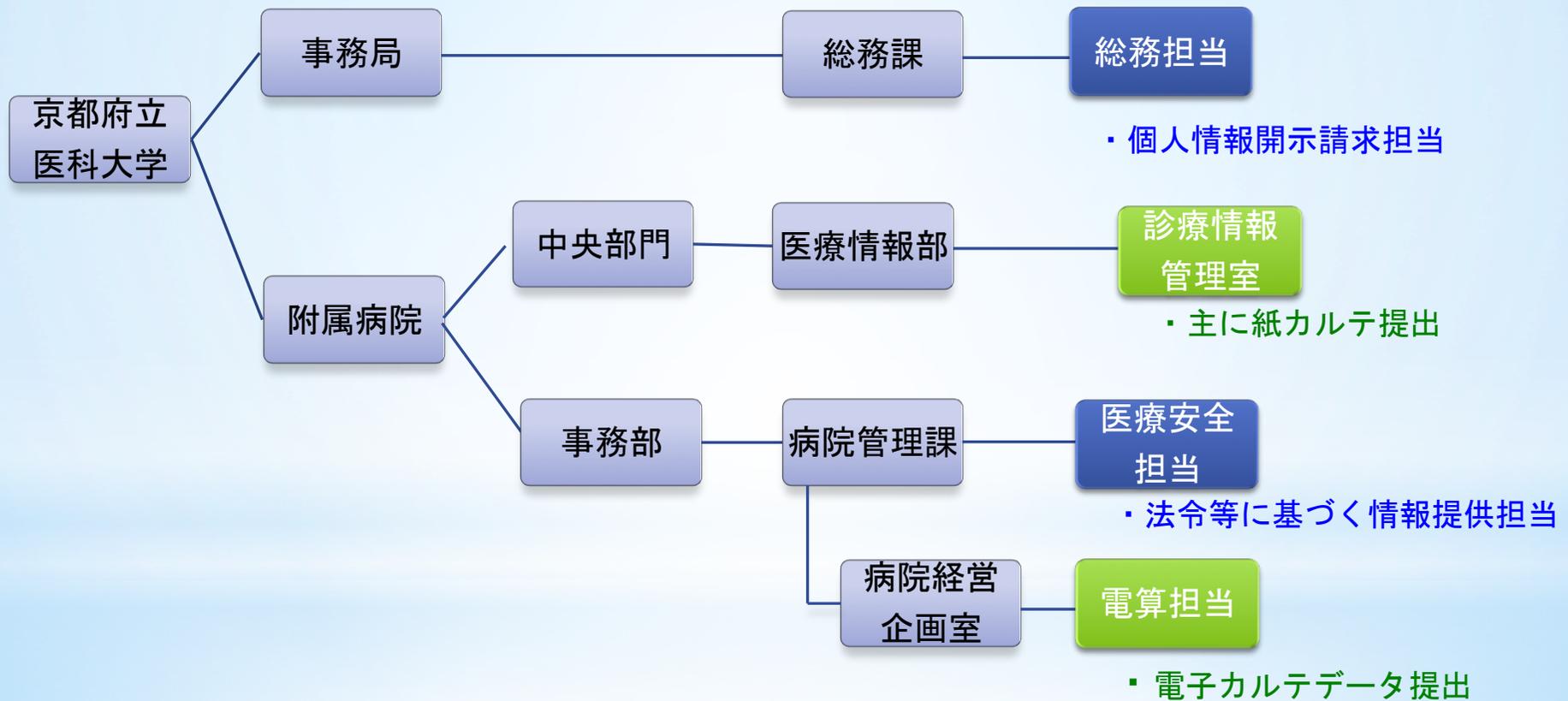
開示請求権者

- 本人または代理人（法定代理人／任意代理人）
- 遺族には請求権がないため、原則として非開示→京都府個人情報保護審議会の答申を踏まえて開示

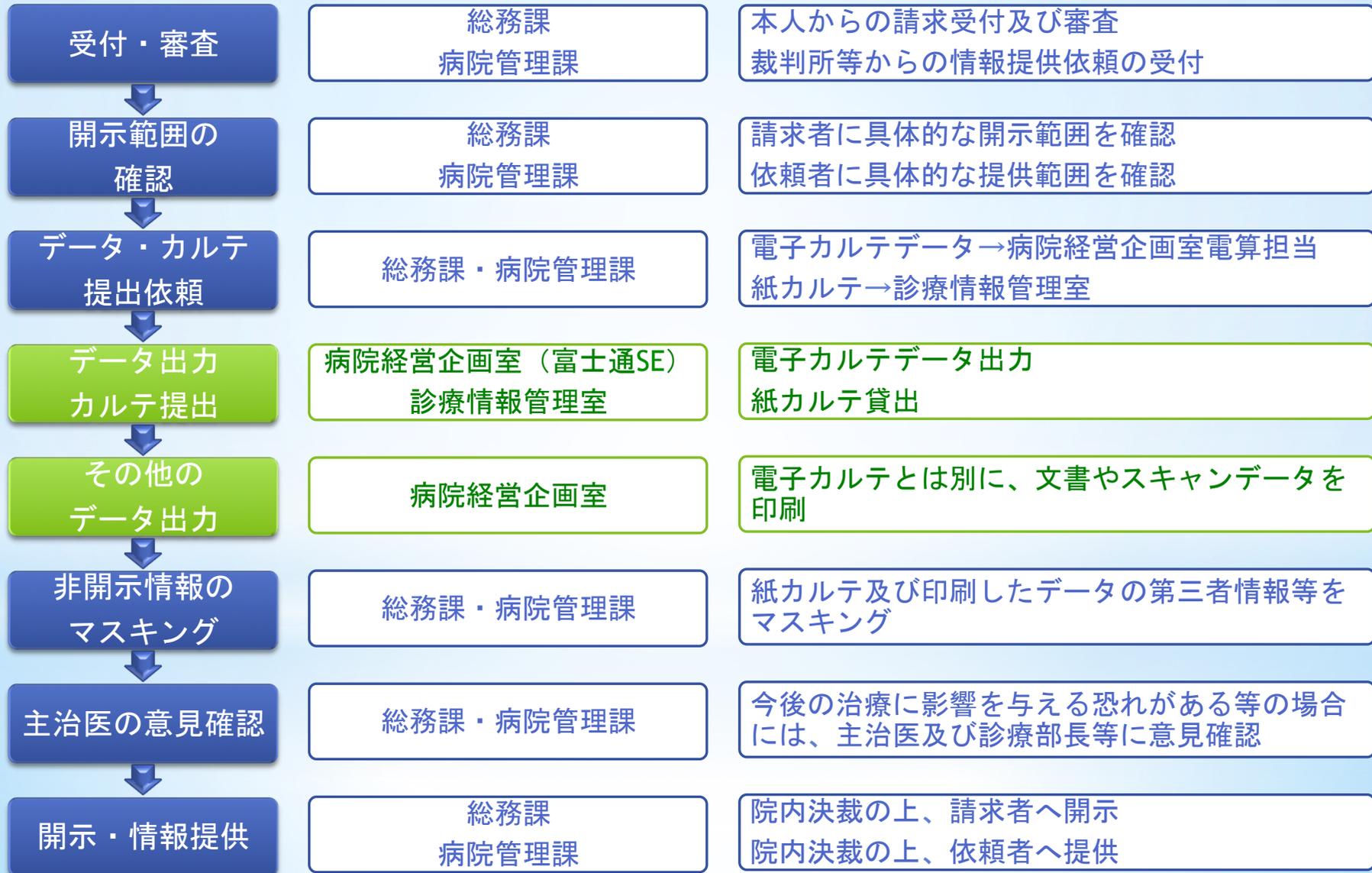
法令等による情報提供依頼への対応

- 本人の同意なしで提供
 - 民事訴訟法第223条による文書提出命令
 - 刑事訴訟法第99条による差押え
- 本人の同意を得て提供
 - 弁護士法第23条の2第2項による報告の請求
 - 民事訴訟法第226条による文書送付の囑託

個人情報開示：情報提供関係部署



個人情報開示・情報提供事務



電子カルテにおける問題点

- (1) 電子カルテシステムからは、部門システムのデータの出力はできないため、文書システム・スキャンデータ等は、部門システムから別途、印刷が必要となる。
- (2) 出力項目を選択する機能を有していないため、スキャンオーダー、DPC情報等、診療記録と思われないデータが出力される
- (3) データ量が増加したため、印刷後のマスキング作業、文書の個別印刷等に時間がかかる。
- (4) スキャンデータは、原本としての紙文書をスキャンしたデータであるが、スキャンシステムから印刷したものは、電子署名・タイムスタンプを付与していないため、原本の写しではない。
- (5) 開示請求期間以外の入院期間や他科受診時のデータ等が提出データから欠落する恐れがある。
- (6) 開示用にデータ出力を行った後、電子カルテ内の情報に追記や修正が行われる場合がある。

その他の問題点

- ・ 個人情報に対する意識の高まりの中、年々請求件数が増加している。また、B型肝炎訴訟では、短期間に大量の申請がある。一方でカルテ開示に係る国からは、財政支援がないだけでなく、こういった場合に対応できるようカルテを長期間保存すること、また、できる限り患者に無償又は低廉な額でカルテの写しを交付するよう依頼されている。
- ・ 開示請求件数や事務作業量の増加に対し、必要な体制が確保されていない。

まとめ

- ・ 当院では、京都府個人情報保護条例に基づいて、全ての個人情報を開示の対象としているが、請求者又は依頼者に開示範囲を確認した上で開示又は情報提供を行っている。
- ・ 今後、電子カルテデータの保存について検討していく際には、診療情報・診療記録の範囲等について議論を行っていく必要を感じた。